

## 平成29年第19回教育委員会定例会

開会年月日 平成29年10月6日(金)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
同 委員 坂 口 節 子  
同 委員 安 藏 誠 市  
同 委員 外 松 和 子  
同 委員 長 島 良 介

## 議 題

## 1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕
- (13) 平成29年陳情第6号 練馬区立小中学校教科書採択制度の改善を求める陳情〔継続審議〕

## 2 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

- (2) 平成29年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

### 3 報告

#### (1) 教育長報告

- ① 平成29年度第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
- ② その他
  - i その他

開 会            午前        10時00分  
閉 会            午前        11時25分

#### 会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大 羽 康 弘
こども家庭部長	堀     和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎     泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事（教育政策特命担当）	齋 藤 健 一
同 学校教育支援センター所長	清 水 優 子
同 光が丘図書館長	桑 原     修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同 保育課長	三 浦 康 彰
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

#### 教育長

ただいまから平成29年第19回教育委員会定例会を開催する。

それでは、案件に沿って進めてさせていただく。本日の案件は、陳情13件、協議2件、教育長報告1件、視察1件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕

- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕
- (13) 平成29年陳情第6号 練馬区立小中学校教科書採択制度の改善を求める陳情〔継続審議〕

教育長

はじめに陳情案件である。継続審議中の13件の陳情については、事務局より新たに報告される事項や、大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

教育長

次に協議案件である。協議（1）光が丘第四中学校の適正配置について、この協議案件については本日のところは「継続」とし、次回以降に協議を行いたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、この協議案件については「継続」とする。

(2) 平成29年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次の協議案件である。協議(2)平成29年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について、この協議案件についても本日のところは「継続」とし、次回以降に協議を行いたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、この協議案件については「継続」とする。

① 平成29年度第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育長

次に、教育長報告である。本日は1件、ご報告をする。それでは、報告の①番についてお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

今回の第三回定例会の一般質問では、いつものように多くの質問をいただいて、答えた。内容についてご質問やご意見があれば、お出しただければと思うが、いかがか。坂口委員、どうぞ。

坂口委員

1ページの答弁の(4)である。ここでは不登校について、どう理解したらよいか、どう対処したらよいかなど、さまざまなスキルやノウハウなどについて書かれている。親子合宿とあるが、プロフェッショナルの方たちに丁寧に應對していただき、親と子で別々にカウンセリングを受けられるなど、合宿のような場所で行われるイメージを持っていた。練馬区の中でもこういうプログラムが検討されるのは、私もお勧めしたいと思う。

一番大事なのは、親や子供、現場の方たちがそういうところに行って、考え方を変えたい、あるいは子供が学校に行きたいという気持ちができるように、参加したいという動機づけという面も大切ではないかと思う。ほんとうに必要な人に届くように、プログラムが実施となったらぜひお願いしたいと思う。

教育長

ほかにいかがか。どうぞ。

外松委員

3ページの中学校におけるキャリア教育について。答弁の(1)で、現在65校の小中指定校にコーディネーターの配置が義務づけて行われているということであるが、実際は、どのような方たちがキャリア教育のコーディネーターになられているのか。

教育指導課長

こちらは、学校地域連携事業の一環として学校支援コーディネーターという役割を義務づけている。今年度は3年計画の2年目で、来年度が全区展開ということになる。学校支援コーディネーターは、学校の実情によるが、PTAのOBの方や青少年委員の方、児童委員の方、あるいは地域の事情に精通している方など、さまざまな方にご助力をいただいている。

教育長

よろしいか。

外松委員

そうすると、各学校で、自分の学校はどういう方がコーディネーターだったらよいかということを検討し、探されて、コーディネーターをお願いしているという実情なのか。

教育指導課長

そのとおりである。

外松委員

はい、わかった。  
もう一つよろしいか。

教育長

外松委員、どうぞ。

外松委員

4ページの上、教育の1の答弁の(3)で、「区では、今年度より法務担当副参事を設置」とあるが、法律の専門家に依頼するような事例はないほうが良いわけだが、今回、法務担当の方とともに対応しなければならなかった事態はあったのか。

教育指導課長

こちらで答弁申し上げたのが、文書法務課に設置した法務担当副参事を講師に招いて

の研修等を行っているという内容である。法務担当副参事の設置以前から、区の法律相談はあり、学校によってはそちらへ相談をしているという実態があった。それから、法的、専門的な見地からご助言をいただいて改善を図るということは、これまでも実施してきたところである。さらに新しい職が設置されたので、教育委員会としても連携を深めていくといったところで考えている。

#### こども家庭部長

私ども、こども家庭部でもお世話になっているため、補足をさせていただく。従来、公務員は、常勤の職員、非常勤、臨時の職員という種類しかなかった。近年、法律関係、地方公務員法等が変わり、任期付き一般職員という制度が設置された。公務内では得られない、または得られるにしても非常に長い年月を育成するのに要するような業務に従事する職員を、期限を切って採用することができるようになった。

特例においては5年以内となっており、現在あるのはこの法務担当副参事と広報戦略担当で、いずれも課長級である。法律の、いわゆる弁護士資格を持った方、それから、片方では広告などの広報関係の、いわゆる民間企業の職員を、5年間で任期として練馬区に勤務をしていただいているということである。

従来は、法律相談は顧問弁護士などを利用していたが、こういった柔軟な人事制度が運用できるようになったというものである。

#### 外松委員

ありがとう。

#### 坂口委員

4ページの(4)の2行目に、また新しい言葉が片仮名出てきた。「スクール・サポート・スタッフを全国の小中学校に配置」。今も、こういう事務的なことをサポートする方がいらっしゃるかと思うが用語が新しい。

#### 教育長

国のほうで示しているが、まだ実際にはいない。

#### 坂口委員

事務の補助のような形になるのか。

#### 教育長

これは学校全体の事務を扱うのではなくて、教員の事務的な業務を補助し負担軽減を図ることを目的として、スタッフをつくらうという新しい考え方である。

#### 教育指導課長

今、国が概算要求をしている事業の名前であるが、片仮名でスクール・サポート・スタッフということになっている。具体的には、報道の域から出ないが、プリントの印刷

や、教員としての専門性を特に必要としない事務作業など、そういったことを補助する人材と聞いている。

教育長

プリントの印刷一つとっても個人情報絡む。果たしてそれがどうなのかという問題など、いろいろ課題はあると思う。だから、我々も慎重に、国の考えがどういうものなのかということ、見きわめて、その上でやっていきたいと思っている。

外松委員

2ページである。自殺対策について感想になるのだが、答弁の中で、特に毎年受講対象者を変えながらゲートキーパー研修を実施しているとある。子供たちの心の内がわかる先生方を、という考えから、地道にこうやって取り組んでいっていると思う。子供たちの気持ちに寄り添えたり、理解したりすることができる下地を先生方が積んでいく、そういうことがとても大事だなと思っている。

教育長

それでは、よろしいか。

もし、これはどういうことかということがあれば、個別に事務局にお尋ねいただければ、お答えをさせていただきたいと思う。よろしく願いをする。

今日ご用意した報告事項は以上であるが、事務局からその他で何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆さんから何かあるか。よろしいか。

それでは、今日はこの後、視察を行わせていただきたいと思います。本日の定例会については、視察の終了をもって閉会とさせていただきます。

視察に参加する理事者はこの場に残っていただいて、それ以外の理事者および傍聴の方はご退席をお願いしたいと思う。よろしく願いをする。